

宮前区における物販を伴うイベント等に関する公園利用ガイドライン

1 目的

宮前区における物販を伴うイベント等に関する公園利用のガイドラインを定めることにより、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営の仕組みの構築につなげていくことを目的とする。

2 運用基準

宮前区内の公園における物販を伴うイベント等については、次の（１）（２）に則り、道路公園センターへ公園内行為許可申請を行い、許可を受けることで実施できるものとする。

（１）実施主体が公益的団体又は公園管理運営協議会であり、次のア～クの要件を全て満たす場合。

ア 公園管理運営協議会が設置されている公園の場合、協議会が自由利用の原則を大きく阻害しないと認め、利用調整を行ったものであること。

イ 公園管理運営協議会が設置されていない公園の場合、その公園について物販を伴うイベント等を許可する合計の日数が平日は１か月につき４日、休日は１か月につき２日を超えていないこと。ただし、納涼会、運動会、盆踊り、すいか割り大会、遠足、フリーマーケット、バザー、ゲートボール、グランドゴルフ、少年サッカー、レクリエーション大会、ラジオ体操、花見、親子のつどい、餅つき、地域交流会、演芸会、秋祭り等はこの日数に含めないものとする。

ウ 公園の適正利用や、公園管理運営協議会に関する認知や取組の理解促進、担い手不足の解消等につながるものであること。

エ 歩行者等の自由な通行ができるよう、必要な通路を確保するものであること。

オ テント等を設置する場合には、安全面に十分に配慮した配置とするものであること。

カ 施設を破損させた場合の復旧や使用後の清掃等を実施するものであること。

キ 周辺住民への周知を実施するものであること。

ク 500 ㎡以上の公園であること。ただし、道路公園センターと協議の上、安全面に十分配慮して実施することが確認できたイベント等についてはこの限りではない。

（２）市（区）の主催・共催・後援事業等であり、次のア～オの要件を全て満たす場合。

ア 歩行者等の自由な通行ができるよう、必要な通路を確保するものであること。

イ テント等を設置する場合には、安全面に十分に配慮した配置とするものであること。

ウ 施設を破損させた場合の復旧や使用後の清掃等を実施するものであること。

エ 周辺住民への周知を実施するものであること。

オ 500 ㎡以上の公園であること。ただし、道路公園センターと協議の上、安全面に十分配慮して実施することが確認できたイベント等についてはこの限りではない。

（附 則）

本ガイドラインの施行は、令和４年２月２２日とする。